

## 平成21年度第1回秋田県環境影響評価審査会議事録要旨

- 1 日時：平成21年9月7日（月） 午後1時30分から4時まで
- 2 場所：県庁議会棟特別会議室
- 3 出席者：
  - （委員）阿部委員、漆川委員、及川委員、小笠原委員、菊地委員、高根委員、土田委員、西村委員、藤田委員、本橋委員、吉澤委員（50音順）
  - （事務局）佐藤生活環境文化部次長  
佐々木環境あきた創造課長  
金澤自然保護課長 ほか
  - （事業者）
    - （1）大仙神岡地区工業団地（仮称）造成事業  
山口誘致企業室長 ほか
    - （2）能代市公有水面における産業廃棄物最終処分場建設事業  
小野港湾空港課長 ほか
- 4 議事
  - （1）会長の選任について
  - （2）秋田県環境影響評価審査会運営規程の改正について
  - （3）諮問事項
    - ① 大仙神岡地区工業団地（仮称）整備事業環境影響評価方法書について
    - ② 能代市公有水面における産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書について
- 5 議事の概要
  - 議事（1）会長の選任について  
秋田県環境影響評価条例第39条第2項の規定による委員の互選により、会長は小笠原暁委員に決定した。
  - 議事（2）秋田県環境影響評価審査会運営規程の改正について  
県の機構改革により審査会事務局の組織名称が「環境政策課」から「環境あきた創造課」に変更したことに伴う「秋田県環境影響評価審査会運営規定の改正案」は、原案のどおり決定した。
  - 議事（3）①大仙神岡地区工業団地（仮称）整備事業環境影響評価方法書について  
適当である旨答申することに決定した。
  - 議事（3）②能代市公有水面における産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書について  
適当である旨答申することに決定した。

## 6 主な質疑、意見の概要

### <議事(3) ①大仙神岡地区工業団地(仮称)整備事業環境影響評価方法書>

委員

生物多様性基本法についてですが、この審査会は、事業地域を別にしてその周辺の環境について、事業を行っている時の事業に対する影響と、事業が完了した後の事業に対する影響を予測して評価し、影響があれば措置を講ずるとのことだと理解していますが、例えば埋立てする所は、環境が全て破壊されることになり、破壊される部分の環境を作り替えてしまうということについては、別の合意の上で成り立っていると理解しています。

生物多様性基本法というのは、例えば埋立てた所に元々あった生態系をどうするか、その中で、基本的にはできるだけ同じ物をそのまま別の場所に代替するという、いわゆるミティゲーションとありますが、それが基本的に審査に入ってくるとなると、代わりをどうするかということが課題の1つになると思います。生物多様性基本法もできたばかりで、今のところはこれを対象とする必要はないと思いますが、この課題がこの審査会の課題となるのかどうかについてお伺いします。

事務局

今回のアセス案件は条例の事業アセスであり、戦略的環境アセスメントについては、県ではまだ取り入れていないという段階です。

実際これから、戦略的アセスが入った段階で審査などを行っていくと思いますが、今回の処分場やその他の審査案件もですが、今埋立てられる場所がどうであるかの現状について把握し、そこに貴重なものがあるかどうかを調査の中で踏まえながら、仮に貴重なものがあつた場合にどうするかということが、事業計画の中でもきちんと整理されるものであると理解していますので、ある程度事業アセスの中でも反映できるものと考えています。

議長

委員の中にも生物多様性基本法の詳細がわからない方もいると思いますので 環境省がどのような目的で法律を制定主旨などが書かれたパンフレットはありますか。

事務局

生物多様性については、最近いろいろ注目されており、国もこれから説明会を開催する予定となっています。

また、アセス法でも生物多様性について謳われ、知見が蓄積され審査もされていきますので、説明会等で国の考え方を確認する必要もあります。

そのような段階で資料を入手し次第、委員の皆様に配布したいと考えています。

議 長

粉じんの影響で小方角沢環境保全地域にどの程度影響があるとお考えでしょうか。この方法書で具体的にどのように取り扱うか判断はございますか。

事業実施区域の近くには貴重な動植物もありますので、ここに影響が及ぶようなことはありませんか。

事務局

工業団地から小方角沢まで距離が結構ありますが、粉じんについては現況調査を行い、この調査を踏まえシミュレーションを行いますし、工事中の道路への散水などの対策を講ずることなども行うことになっています。

もう一点は、工場からの浮遊粒子状物質などの排ガスについてですが、今後具体的な誘致企業を想定した上でとなりますが、実際は工場からの排ガスは排ガス処理施設などにより規制基準値以内となります。また、シミュレーションを行い最大着地濃度がどの程度になるのかを確認し、それにより対策を講じていくこととなります。これらを踏まえ、最終的に影響を及ぼさないように事業を進めていくこととなります。

議 長

小方角沢地域は調査の対象地域となっており、そこでこれらが準備書の中に盛り込まれていれば問題ないと思います。

もう一つ、人と自然のふれあいの場ですが、工業団地の直近に笹倉公園があり現地を見たときにいろいろ生き物を飼っており、ニホンカモシカとニホンジカも飼育されていると、飼育員が話しておりました。

ニホンジカをどこから持ってきたのか確認したところ、中国から持ってきたと言っておりました。

それは多少おかしいとは思いましたが、一方、カモシカは許可を取って飼育しているかどうかといいますと、この事業とは関係ありませんが、大仙市においてもう少し管理をうまくやってくれないのかなという感じがしましたので、その辺よろしくお願いたしたいと思います。

事務局

今のカモシカの件については、確認しておきます。

今ひとつ、この事業の中で先ほども事業者から方法書の概要について説明がありましたが、緑に恵まれた工業団地として、周辺に大幅にグリーンベルトを取りますので、緩衝緑地帯としてはかなり効果があるものと理解しています。

議 長

この近くに埋蔵文化財があるよう明記されておりましたが、工事を進めて行くにあたって埋蔵文化財が出土した場合に、発掘に時間が取られますので、そのあたりのタイムリミットは大丈夫ですか。

事務局

これから教育庁の方で、企業誘致までに間に合うよう調査をしていたくことにしています。

委員 北海道で牧場の脇を道路を通したら、牛の乳の出が悪くなったということをよく聞きます。ここにも北側に県営の放牧場があるようですが、そのあたりの影響については心配ないのでしょうか。

事務局 方法書を見ていただくと判りますが、事業実施区域や周辺の主な場所で騒音調査を行うこととしています。

秋田空港の時も問題となっており、我々も経験していますので、シミュレーションの段階で、もう一度確認させてもらいたいと思います。

委員 資料1-3の選定項目と選定理由において、大気環境の浮遊粒子状物質と粉じん等について、例えば、浮遊粒子状物質は、「土地又は工作物の存在及び供用」は項目として選定されており、「工事の実施」では選定されていないが、微細な粒子などは工事の実施の際にも発生します。

工事の実施においても浮遊粒子状物質を項目として選定しなくてもよいのでしょうか。

同じく、粉じんについても、製品等の搬出入の際も粉じんは発生すると思います。能代の最終処分場では、「工事の実施」と「土地又は工作物の存在及び供用」の両方で粉じん等を項目に選定しており、おそらく技術指針の標準項目に基づいて選定したからだとは思いますが、この点についての考え方や判断はどのようにしているのかお伺いします。

事務局 工事中で一番問題となるのが、裸地の部分からの粉じんとなりますが、製品の搬出入では舗装された道路を使用しますので、道路の巻き上がりによる粉じんはないということで、選定はされていません。

実際、浮遊粒子状物質は工場などからの粒径がかなり小さいものが、工事の実施では粒径の大きな粉じんが、それぞれ影響するというところで整理しています。

能代の処分場の場合は、埋立てする廃棄物が石炭灰であり、いろいろな形で埋立てたものが粉じんに寄与するというので、両方が選定されています。

今回の工業団地は、進出する企業を想定したうえで選定していますが、事業計画がこれからさらに具体化した段階で、フォローしていきたいと考えています。

議長 事業実施区域の近くにある大浦沼について、方法書では調査対象区域に含まれておりませんが、ここは、地元の愛鳥家たちがいろいろ鳥類の調査をしており、マガンと水鳥が豊富なところですよ。

実際何回か見に行っていますが、特にマガンとカモの仲間は、大浦沼を拠点にこの工業団地の上空を飛行しておりますので、上空を飛行するこういう生き物に対して、工業団地上空を対象としなくていいのかということが少し疑問です。

事務局 鳥類の調査については、上空を飛んでいるものについても調査することになっていきます。

議長 上空の調査だけでは大浦沼を拠点として上空を飛んでいるかどうかは判断できませんが、調査対象区域にした方がいいのではないかとというのが私の意見です。

事務局 一応指針の方では、およそ事業区域から500mぐらいということになっていきますので、生息地があるとしてもそこまでは拡大をしなくていいのではないかと考えています。

議長 生物多様性の関係から言っても、貴重な水鳥の生息地、繁殖地等がある場合、ここは全く無視できないのではないのでしょうか。

事務局 上空に飛来したマガンなどの基地が大浦沼であるとすれば、ご意見を踏まえ、そこを見ながら調査していくものと考えます。  
調査方法については、状況を踏まえて判断することとなりますが、大浦沼は離れていますが飛来地なので、調査により主に大浦沼から来たとすれば、当然その段階で調査することになるかと思えます。  
まずは、このような鳥がいますという調査を、段階を踏まえながら、状況を観察すると聞いていますので、このようにさせていただきたいと思えます。

議長 そういうことであれば、よろしいかと思えます。  
この周辺の鳥類の生息状況のDVDが私の手元にありますし、周辺で写真を撮っている方もおり、生息鳥類のほとんどをリストアップし、まとめておりますので、調査に必要であれば見ることも可能だと思います。

事務局 お借りして調査したいと思えますので、よろしくお願いします。

委員 資料1-5の評価の手法において、全ての項目で「できる限り環境影響を回避し、又は低減されているかどうか」ということが書いてあります。環境基準との整合は図られているかどうかについてはわかりやすいのですが、このことは具体的にはどのようなことですか。  
また、「できる限り回避低減されているか」と「環境基準との整合が図られているか」を両方記載しているものはどのように評価するのですか。

事務局 基本的に今のアセスでは、回避、低減については、例えば低騒音型の機械を使用するなどにより一般論として回避、低減されているかを評価することと、基準があるものは基準との比較で評価することとなっている

ます。

従前のアセスでは、環境基準をクリアするかしないかで判断していましたが、アセス法が施行されてからは、どのように回避、低減するのかを記載することと、環境基準と比較することになります。

つまり、数値があるものは数値で比較しますが、ここで回避低減の評価は、具体的には、同じ機械を使用する場合でも低騒音型の機械を使用するとか、あるいは工場排水で基準は満足するが、さらに3次処理を付けるなど、できる限り努力するということを評価します。

また、基準がないものでは、例えば貴重な動植物では、道路などでよくありますが、希少な動植物が見つければ、その場所を回避するというように、これからの調査で貴重な動植物があれば、どのように回避、低減するかを準備書に記載することとなっています。

委員

基準のないものについては回避・低減について記載し、基準があるものについては、基準をクリアすることを記載するのですか。

事務局

基準があったとしてもいかに努力したかを書いてもらうこととなります。例えば騒音についていえば、対策として低騒音型の機器を使用することにより回避、低減したかについて記載し、さらに、基準と比較し整合が図られているかどうかについても評価することとなります。基準があるものは回避、低減と基準との整合の二段構えになります。

第一段階はあくまでも回避、低減されているかどうかを評価することとなります。

委員

現地調査の時、古川放水路の流量があまり余裕がないように見えたが、工場が稼働すれば水量が増え、水路に負荷がかかると思います。

定量的に計算すればかなり排水量が増える可能性があります。それについての対策は考えていると理解してよろしいでしょうか。

事業者

古川排水路については、常時水が流れているところですので、現存の計画では50年の確率でも洪水を起こさないように、6万トンぐらいの調整池を付けて、そこで大雨の時は受け持つという計画となっています。

詳細は、企業が決定し中身を詰めていった段階で、正確な貯水量などを詰めていきたいと思っています。

委員

方法書において工業団地の選定理由として、大仙神岡地区が県内10箇所の候補地の中から最も適している場所がこの地区ということが書かれています。

候補地選定の条件には、輸送や労働力などの条件が挙げられておりますが、これらと比較した結果がきちんと方法書に書かれて、その中で大仙神岡地区が一番適していることが記載されていないと、最初にこの地区ありきでスタートしたという誤解を受けるのではないかと思います。

が、選定結果を記載することは考えていないのでしょうか。

事業者

昨年度、候補地に関しては、各市町村の方へ適地と思われる所の推薦をいただいています。

その中で、高速道路の接続性、他県との接続性、それから労働力人口の確保といった項目があり、それを点数化しトップの点数を取ったのが神岡地区です。

これについては、一般の県民の方々に特別に報告という形はしていませんが、昨年度、県議会へ審査結果やその内容について報告し、了解をいただいております、それで神岡地区に決定しました。

この方法書に関しては、この地域における環境アセスメントの方法や評価について記載するものと理解しており、工業団地がどういう形で選ばれたかというのは、前の段階でのことだと考えます。

事務局

選定された経緯については、方法書2-10ページに記載されていますが、10カ所の候補地で5つの条件の中でここが最適地であったという選定の経緯の概要を記載してもらっています。

今回は事業アセスなので、方法書は、選定の経緯は概要を記載するとともに、環境影響評価を行うための調査方法や予測、評価の手法などを記載することで整理させていただいています。

委員

今回のこのようにアセスを実施すれば、おそらく住民にも環境にも影響が少ないということで対策を検討していくということですが、実際に工事が始まったり、工場ができた後に、現在は想定していなかったような問題が生じた場合に、どのような対処法が取れるのかということをお教えいただきたいのですが。

事務局

今は方法書の審査の段階であり、事業者が計画した調査方法や予測、評価の手法について、手戻りのないようするため知事意見を述べ、その後、実際に環境調査を行い、それからシミュレーションをし、準備書が作成され、これに対しさらに知事意見を述べるという手順となります。

工事を実施してからの事後フォロー的なことについては、条例の中に、例えば貴重なものがあれば、更に調査するなどの事後調査を位置付けています。

また、事業の実施にあたっては、アセスの結果を踏まえながら問題のないように事業を実施してもらうため、これまで知事意見に「新たな事情が生じた場合には、その対応等を検討するよう」記載していることから、新たな事情が生じた場合には、事業者が適切に対応していくことになります。

議長

資料2の6番目に準備書作成とありますが、これからこの準備書を作成し公示するまでの期間は、どれくらい見ているのでしょうか。

- 事務局 四季別調査が必要な項目がありますので、これから1年くらい調査し、調査結果を踏まえてアセスをやっていくこととなりますので、少なくとも1年以上かかると考えています。
- 議長 環境省のマニュアルによると、希少猛禽類等が繁殖しているような場合には、数年をフォローしなさいという文言が確かあったと記憶しておりますが、この辺の配慮はどうしますか。
- 事務局 いまのところ、基本的には動植物についても四季別調査を予定しておりますが、猛禽類などが確認されれば、その段階で調査を継続していくかなどをご相談しなければならないと思います。  
方法書というレベルを説明させてもらいますと、これから手戻りのないように調査項目を選定して、それに基づいて調査し、実際これから調査の段階でどういう結果が出てくるかということ踏まえながらアセスをやり、準備書を作成するということとなります。  
調査はこれから始まりますので、その段階において検討しなければならないことと考えるので、よろしくをお願いします。
- 議長 たしか県のD区処分場のアセスは1年でしたが、あの時はオオタカが確認されており、さらに1年くらい調査をするものと思っていましたが、それで終わってしまった経緯があり、これでいいのかとの疑問がありました。この神岡地区においても、オオタカ等が確認されるものと予測しております。
- 事業者 当方でもある程度の目標の期間はあります。アセスが終わり造成にかかるのが平成23年度以降ということで想定はしていますが、想定以外の項目等がでてくる可能性は今後も十分あるかと思えます。  
この事業においては企業の誘致を進めていますが、いつごろ来るのかというのはまだ決まっていませんので、これらの状況を見ながら柔軟に対応していきたいと考えています。
- 議長 当然柔軟に対応していくと言うことは、この審議会に係ってくるのですか。
- 事業者 造成時期などの工事に関する今後の具体的なスケジュールについては、柔軟に対応していきたいという意味です。  
例えば埋蔵文化財ですと、別に調査することとしており、これについては調査してみなければ判らないということもあります。また、具体的な工事を行うのには相手もいますので、これらの結果や状況を見ながら考えていきたいと言うところであり、このアセスに関しては別になります。

事務局 いずれ、個別の案件については、また委員の方々に個別にご相談することもあるかと思えます。

今回はこのように進めていきたいと考えており、調査はこれから始まりますので、その結果を見ながら相談していきたいと考えています。

議長 方法書はこれでよいかとは思いますが、本当のアセスは準備書に係ってきますので、審査は慎重にしていきたいと思えます。

委員 用語の使い方についてですが、例えば、動物、植物、生態系とか、おそらく以前に会議ででてたのかもしれませんが、植生や、配列の仕方とか間違っていると思えますので、いつか機会がありましたら直した方がよいのではないかと思えます。

議長 今の問題は県の問題ではなく、環境省のマニュアル自体がこのようなになっており、県段階で修正は難しいと思えますが、事務局はどのように考えていますか。

事務局 国が環境影響評価法を作り、県もこの枠組みの中でアセスをやっており、県の技術指針なども国や他県の制度と整合を取りながら運用しています。

今後、生態系などは何れかの段階で整理されると思えますが、今は国などと整合を取りながら運用していますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長 この段階で方法書の用語の使い方をチェックして直すのは、現実的には至難の業ですね。

事務局 指針のとおり用語を使用していますので、是非ご理解いただきたいと思えます。

議長 よろしいでしょうか。これについてはこのまま進めていくことにし、個別になったらまたその段階で考えていくことにしたいと思えます。

議長 委員の皆さんから貴重なご意見をいただきありがとうございました。皆さんの意見を集約しますと、この諮問事項の内容につきましてはおむね適当と認められます。

この旨を答申として、全体としてご意見ございませんか。

(異議なし)

それでは、異議なしとすることで集約させていただきます。

大仙神岡地区工業団地（仮称）建設事業環境影響評価方法書については、適当である旨の審査会答申を知事に提出したいと思えます。

<議事（3）②能代市公有水面における産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書>

委員

この審査会のできるだいぶ前の話とは思いますが、発電所や今ある埋立地を作る時に、例えば東北電力や県が自主的にアセスメントを実施したとかそのようなものがあるのかないのか。あるとしたらどのようなものが残っているのかというのを確認したいのですが。

事務局

経緯を述べますと昭和54年に公有水面埋立法に基づくアセスメントを、それから省議決定に基づく電力のアセスメント、その前に港湾計画の改定のアセスメントと、当時のそれぞれのアセスメント制度に基づいて実施している状況です。

それから第1処分場については、アセス法の前進である閣議決定要綱に基づき、既にアセスが実施されており、これらの資料は当方などにも保管されているという状況です。

委員

あるとすれば、今ある埋立地で埋立てをしている訳ですが、その周りの環境にどう影響しているのかということは、今回の事例だとある程度詳しく判る可能性があると思えます。

例えば、この埋立地ができる前の環境はこうで、それを作って今埋立てている時の環境への影響がこうで、今回、埋立地を拡張するとき、こういう影響がこれだけのものに収まりそうだとか。

もう少ししっかりとやろうとすれば、可能ではないかと思えますが、どうでしょうか。

事務局

例えば能代火力発電所とは県が公害防止協定を締結しており、協定に基づき県に環境調査結果の報告があります。この調査結果から、これまで影響はないものと考えています。このように、周辺では環境調査なども行われており、その結果から問題ないものと考えています。

ただ、アセスの流れとして当時の項目と今の状況は変わっていますので、今回は現在の技術指針に基づきアセスを実施することとして、今手続きを行っているものです。

今回の方法書では、標準項目以外の項目でも、前回のアセスで実施した項目については、追加して同じ項目を選定していることや、事業者が前回の経緯を踏まえながら方法書を作っていることや、当時の閣議決定

アセスと比較しアセス法を踏まえた条例で実施するという事なので、項目的には充足されていると考えています。

委員

硫黄酸化物についてですが、石炭灰については硫黄酸化物が発生する可能性があります、それは現状問題ないということで、埋立て供用時の評価項目には、選定されていないと理解してよろしいでしょうか。

また、流れについては調査項目に加えられているのですが、波も一緒にシミュレーションしたほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

硫黄酸化物については、資材の運搬などで船舶を使用し、工事に伴い船舶からの排ガスの影響が考えられることから、工事の実施において硫黄酸化物を追加しています。

それから、通常今まで、秋田県では恒流が支配しているといえますか、流れではこれまでほとんど恒流でシミュレーションをやっていますので、波浪までは調査をしていないような状況です。

事業者

流れそのものというものは、風や波そのものというのが要因で、地域で特徴がある流れが生じます。

したがって、あえて波だけという話ではなく現況の流れやそれに基づいたシミュレーションとか、地形変化による捉え方をしていますので、波だけというシミュレーション項目は設けていないのが実情です。

委員

埋立終了後の跡地利用について方法書に書いてありますが、おそらく跡地の利用方法によって環境がずいぶん変わるのではないかと思います、この跡地利用についてはどの程度具体性がありますか。

もう1つ、現地調査の概要の中で、7ページ目の環境騒音調査地点については、おそらく基準どおりの定めに従っているとは思いますが、現場の実情を考えると環境騒音などはここを調査して、おそらく苦情などはあまりないと思います。

実際、環境騒音はここでは工事中の騒音と思われるので、もう少し民家側の方などで調査するというような考えはないのでしょうか。

事業者

埋立地の跡地利用ですが、今現在はバイオディーゼル燃料のための植物等を植え、精製するという方向で東北電力と打ち合わせしていくこととしています。

第2処分場が終了するのは平成37年以降で、その時点になれば、状況が変わる可能性はありますので、その時点でまた跡地利用を考えることは想定されますが、現在の計画においては、ヒマワリやナタネを植え、それを精製するプラントを考えており、全体で植物を植える面積が約90%以上という面積になりますので、環境に与える影響というのは、非常に少ないものと考えています。

事務局

跡地利用についてですが、ここは処分場で遮水シートを敷設することから、上物は限定されるということがあり、限られた中で環境に配慮するというので、跡地利用が考えられています。

それから、環境騒音については、敷地境界でどの程度の騒音が発生するかを把握するために、現況の騒音を測定して、例えば事業実施に伴う工事車両などから発生する騒音の影響をシミュレーションすることで、その距離によってどの程度影響があるかを検討した段階で、住宅地までその距離があるかどうかを判定することを考えています。ここでは今現状の敷地境界の状況を把握することにしていることを、ご理解いただきたいと思います。

委員

ダイオキシンや有害物質に関しては、大気質や底質の調査項目はありますが、そもそも石炭灰の中にこのような有害物質が含まれているのかどうか。

既に石炭灰の埋立を行っているので、そのような調査はしていると思いますが、例えば、今後、石炭の産地が変わったことにより、これらの物質が含まれる可能性もありますので、サンプリング調査などは行っているのでしょうか。

事務局

産地によって石炭の中の成分の違いがあり、例えば砒素などの重金属類が含有するということはありますが、県では東北電力と公害防止協定を結んでおり、石炭の産地が変わった場合は、成分調査についての報告をいただいています。

また、第一処分場の方についても、重金属類などの測定をしています。石炭灰には重金属類が含有しているので、フォローしながらやっています。

委員

工事として54ヘクタールという実績があるので問題はないと思いますが、この岸壁に使用する捨て石はどこから持ってくるのですか。

そちらの採石場の環境の方が大きな問題のような気がします、山一つがなくなるようなことはないですか。

事業者

捨て石は男鹿産です。これまでこの埋立をはじめ大王の埋立や、あるいは特に捨て石を使う直轄の防波堤工事などで相当使っていますが、確かに今現状の山の環境がどうなのかというのは把握してません。

ただ、使うボリュームからすると、各プロジェクトに使った使用量からすれば、本当に少ないボリュームだという認識でいます。

委員

処分場の断面図を見ますと、かなりの石を使うと思うのですが、船で運ぶのですか。

陸上を運ぶ場合は、その周辺の振動や騒音などは心配はしなくていいということですか。

事業者 今のところ、おそらく男鹿から500t程度のガット船により直接船に乗せて、現地投入という工程かと思います。  
陸上輸送については、できるだけ騒音などを回避するような工程を組みたいと思います。

議長 ケーソンはどこで積むのですか。また、石は男鹿半島のどこから持ってくるのですか。

事業者 能代港にいま直轄事業でケーソンを作るドックヤードがありますので十分対応できると思います。石については、寒風山の何カ所かで許可を取った採石業者からです。

議長 海面を埋立てる海岸の所有地はどこの管轄で、管理はどこがしているのですか。

事業者 所有者は国交省で、管理は一元的に県が委任されています。

議長 方法書の4-41ページ中にある生態系のところで、オオタカが魚を食べることが書いてあるなど、このようなフローチャートはあり得ないのですが、これを作成した業者に説明をお願いしたいと思います。

事務局 このフローチャートでオオタカの連鎖のところが違うという話ですので、訂正します。

事業者  
(コンサル) このフローで魚食の種と動物食の種が混在して書いてしまっておりますので、これについては今後の影響評価の時は正しく仕分けしていこうと思っております。

議長 今の方法書の段階で訂正する必要があるのではないのでしょうか。

事務局 方法書は縦覧していますので、フローチャートを修正し、準備書で修正した箇所がわかるように、正誤表を準備書に付けて縦覧することで対応したいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長 方法書は、縦覧して意見を求めて終わっているのでは。

事務局 今後作成する準備書で、もう一度これについても同じ内容が記載され縦覧することになりますので、この部分については正誤表を付けることにより修正したことが判るようにします。  
いずれ事務局も十分至らなかったと言うことで大変申し訳ありませんが、これについては準備書で修正させていただくということをお願いし

ます。

議 長

事務局が示した修正の仕方で、準備書の中に訂正表をいれて縦覧するという段取りで、委員の皆さんよろしいでしょうか。

事務局

審査会からフローチャートが間違っているというご意見がありましたので、準備書では、修正した箇所が判るように修正することとさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長

わかりました。他に何かございませんか。

委 員

資料3-3の選定項目及び選定理由で、例えば、水の汚れでは2つの影響要因を一つの枠にして「○」がされていますが、これはどのような意味ですか。2つの影響要因について両方水の汚れを項目として選定することによろしいですか。

事務局

例えば、水の汚れでは、最終処分場の存在と廃棄物の埋立ての欄が一体となっていますが、水の汚れは両方の影響要因についてそれぞれ行うということです。

県の技術指針においても、標準項目の表についてはこのような表現をしており、両方を行いますので、ご理解いただきたいと思います。

委 員

生態系などの調査では文献調査というのがありますが、文献と同時に地元の人たち、例えばこのあたりで生活したり遊んだり観察したりと、たくさんの方々がいるはずなので、そういう人たちの経験などもかなり反映できるのではないかと思います。

どの程度利用されているのか、どのような形でお互いの生態系そのものの生物などが生息しているのなどが、もっとはっきり分かってくると思いますので、そのようなことが分かる調査を、是非併せてやっていただきたいと思います。

事務局

生物系については、やはり地元の方々が一番ご存じだということで、調査にあたってはこれから発注業務が始まると思いますが、地元の方々とよく話し合いをし、情報収集しながら調査していただきたいと思います。

また、ここについては、東北電力でもこの周辺の生物調査を行っておりますし、これまで、アセスなどの実績もありますので、今までの文献などを確認しながら、調査していただきたいと思います。

委 員

資料4で、能代市からの意見の内容について説明がありましたが、この取扱いはどうなるのですか。

事務局

知事の意見書を提出するにあたって、審査会の意見、市町村長の意見、住民の意見などに配慮しながら、意見を述べることとなっています。

この件については、これから事業者から考え方を示してもらおうこととしていますので、それを踏まえながら、知事意見に反映させていくこととなります。

委員

方法書の4-9ページに、平成19年度の騒音調査に関する苦情が4件、悪臭は9件と書いてありますが、この中で、明らかに今回対象となっている埋立に関することや、東北電力が関わった苦情はありますか。

事務局

騒音に関しては、近隣騒音の苦情がほとんどで、能代火力発電所に関係する騒音苦情ではないと聞いています。また大気や悪臭に対する苦情も同様です。

委員

能代火力発電所を見学し、改めて少し驚きましたが、大きく近代的で技術の粋を集めたような施設でした。

しかし考えてみると、発電所の発電をするための主要な設備にボイラー、タービン、あと送電線などがありますが、ボイラーとタービンで電気が起こせるわけで、あとの設備はみな、環境関係とっていいと思うのですが、排ガス設備や排水設備とか、今日の処分場もそうですが、このような施設があつて環境は守られているということになります。

例えば自然エネルギーを利用する太陽光発電は、発電設備と送電線があればいいということになり直接環境関係の施設がいらぬことを考えてみると、もうそろそろ環境アセスメントというのを、そういうレベルで県の方ももう少し考えていく必要があるのではないかとというのが一つです。

もう一つは、東北電力も燃料を購入して発電するわけで、それはすべて電力会社に跳ね返ります。電力が自由化されると、コスト的に割に合わなくなるのではないかと感じます。

そういったいろいろな面から、この審査会そのものの審査のやり方というのは、やはり古くなっているのではないかと。

環境基準は基本的に1970年代にできて、今の時代ほとんどこの環境基準や排出基準は、クリアする技術はみな持っているもので、その基準で改めて環境の評価をやるというのは、意味が薄れてきているのではないかと感じていまして、それで世界的にも先ほどの生態系の基本法にターゲットが移って、生態系の保存という観点ではないかと。

ですから、今の開発みたいに丸々埋立てし、そこはもう知らないと言う前提ではなくて、中の今の生態系を残しながら、それをできるだけなくさないところを前提でやるという課題があると思います。

水質だと水質基準を守れないような事業を我々が集まって審議会で議論してというような、なかなかそういう心配なところがあるので、正し

い方向に考えていっていい時期になっているのではないかと思います。

議 長

どうもありがとうございました。ところで、跡地利用において作るナタネ油は、バイオ燃料に使うのでしょうか。

事務局

バイオの関係では、いろいろといま新しい取り組みが行われてますし、電気事業の中でも木質バイオとって石炭と一緒に使用するなど新しい方法が出てきています。

ただ、今は環境影響評価法の枠組みの中でアセスを行っていますが、これから戦略的アセスメントなどが進んでくると思いますので、その状況に応じながら対応していきたいと考えています。

議 長

たしかナタネやヒマワリなどを栽培するのは平成37年より後ですね。第1処分場の方でテストすることはしないのですか。

事業者

実は埋立免許を取得する時に、第1処分場の方は流通関係、要するに港湾に係る流通とか木材に関わる基地としての位置付けをしています。

今のバイオという話ですが、第2処分場の埋立完了後といわず、場合によっては計画変更もあり得るという認識でいます。

今の第2処分場の埋立跡地というのはあくまでも試験といいますか、そのような技術的な開発をする場所、これらの試験やいろいろなバイオ関係を試験的に処理する施設を作り、その技術を一般の企業の方に提供していくと、そういう基地などにしたいという認識で、大きく変わることはないものと思っています。

委 員

余剰水の水を中和するのに塩酸と書かれておりますが、普通工業的には硫酸の方が安いので硫酸を使うと思いますが、やはり環境負荷を考えて、あえて塩酸ということで考えられているのでしょうか。

事務局

確認していませんので、あとで確認します。

委 員

10年はすぐに経つと思いますが、なぜもう少し大きいものを計画しなかったのでしょうか。またすぐに次の処分場を計画しなくてはいけないのでは。

事業者

公有水面埋立の免許の関係で、あまり15年や20年先までの埋立の土地利用は担保できないとのことで、現実的な年数として10年ということです。

また、今発電所は2号機まで稼働しており、新聞紙上でご存じとは思いますが、3号機の計画がそれまでは35年以降でしたが、1年延びて

36年以降と正式に発表されたという事情があります。

委員

実際に現地の埋立地で、今現在、埋立てているところを見学し、平成5年に完成したものが16年経って、あれほどまでに水面部分が小さくなってしまふのかということで、非常に感慨深いものがありました。

しかし、今回も同じものを同じ場所で埋立てていくということで、現行の埋立地が、どのくらい環境に影響を与えていないかとか、その埋立てたところが、どのように自然の形で現状きちんと存在しているかということは、将来のその元となることだと思います。

それでもう何も措置をしないと、覆土の上に植物がたくさん生えていて自然の形に近づいてきているということを思いました。

ただ、あの時に第1処分場の周囲を車で回った時にですが、ちょうど予定地近くの西南の角ところで、あそこだけ少し水が溜まったような所があって、そういう状況のところもあるのかと思ったのですが。

事業者

西南というとおそらく男鹿半島寄りだと思いますが、埋立計画から考えると北側から埋立てしていると思いますので、今現在、西側が残っているという認識です。

今お話のあった箇所が、改めてそのような状況であるか確認させてください。

議長

他に何かございますか。

委員の皆さんから貴重なご意見をいただきありがとうございました。

皆さんの意見を集約しますと、この諮問事項の内容につきましては適当と認められますので、この旨を答申するということで、ご意義はございませんか。

(異議なし)

議長

それでは「能代市公有水面における産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書」につきましては、適当である旨の審査会答申を県に提出したいと思います。